

# 宮古市奨学生募集要項（事前申込用）

## 1 応募資格

次のすべてに該当すること。

- (1) 保護者が市内に住所を有していること。
- (2) 本人が高等学校又は大学、高等専門学校、専修学校の専門課程等に修学を希望していること。

## 2 奨学金の貸付金額

月額、入学時加算額は一万円単位で選択できます。

学校種別	月額	入学時加算額
高校	4万円以内	10万円以内
大学等	8万円以内	30万円以内
大学等(特別奨学生)	16万円以内	30万円以内

※特別奨学生：大学等学生のうち、授業料等が他の大学等と比較して高額であると市長が認める方

3 貸付期間 令和7年4月から正規の修業年限の範囲内（希望する期間を選択できます）

4 申込方法 以下の書類を提出ください。

5 申込期間 随時

## 6 提出書類

申込様式は、学校教育課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 奨学金貸付事前申込書（本人自署）

※特別奨学生として申込する場合、次の書類も提出すること。

- (2) 小論文

- ・ A4縦書き、20×20字、1,200字以上1,600字以内とすること。
- ・ 1行目を表題、2行目を氏名、3行目以降を本文とすること。
- ・ 表題及び本文は「在学期での取組、進学希望校での目標、卒業後の進路設計、奨学金の必要性」等について自由に書くこと。

- (3) 学費等が確認できる書類

## 7 面接

特別奨学生として申込する場合、申込後、市が指定する日に面接を行います。

## 8 申込先

027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市教育委員会事務局学校教育課学校教育係 TEL 0193-68-9116

## 9 貸付の決定

奨学金の貸付は、高校、大学等に入学が認められたことを証する「合格通知書」等の書類及び学費等が確認できる書類を提出いただいた後、市長が決定して、結果を申込者に通知します。貸付開始は、令和7年4月以降です。

※事前申込があった際には、事前申込を受け付けたことを申込者宛てに通知します。

## 10 連帯保証人

奨学金の貸付けを受けようとする方は、連帯保証人（父母等の親権者、後見人等）を1人立てなければなりません。

### ～連帯保証人～

連帯保証人となる方は、借受者となる方に奨学金の返還を履行させる義務を負い、奨学金の借用に係る一切の債務の支払いについて、連帯して返還の責任を負います。

借受者となった方が、奨学金貸付終了後に返還をしない場合などは、市から返還の請求を受けることがあります。

## 11 誓約書の提出

奨学金の貸付けの決定を受けた方は、連帯保証人と連署のうえ市で定める期間内に誓約書を提出しなければなりません。

### (1) 借受者本人の誓約内容

- ・宮古市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則を堅く守ること。
- ・学業に励み、借受者としての責任を果たすこと。

### (2) 連帯保証人の誓約内容

- ・借受者としての責任を果たさせること。
- ・奨学金の返還その他の義務について履行させること。
- ・奨学金の借用に係る一切の債務の支払いについて連帯して責任を負うこと。

## 12 重複貸付

### (1) 他団体の奨学金が貸付型の場合

- ・宮古市奨学金の貸付けを受ける方は、原則他団体の奨学金の貸付けを受けることができません。
- ・他団体の奨学金の貸付けを受けている場合でも、宮古市奨学金の貸付けが決定した場合に、他団体の奨学金を取りやめることにより、宮古市奨学金の貸付けを受けることができます。

その場合は、他団体の奨学金の返還が卒業前に開始される場合もありますのでご注意ください。

### (2) 他団体の奨学金が給付型の場合

他団体の奨学金が給付型の場合は、宮古市奨学金制度による併用の制限はありません。

他団体の奨学金制度により制限がある場合があります。

## 13 貸付中の手続き

奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年4月に在学証明書の提出が必要となります。

本人、保証人等に住所等の異動があった場合は、異動の届出が必要となります。

## 14 返還期限（令和7年4月以降に貸付が開始した場合）

奨学金の貸付けを受けた方は、貸付期間満了後、次の期間内に返還が必要となります。

貸付総額	返還期間	貸付総額	返還期間
100万円未満	10年以内	400万円以上500万円未満	30年以内
100万円以上200万円未満	15年以内	500万円以上700万円未満	35年以内
200万円以上300万円未満	20年以内	700万円以上	40年以内
300万円以上400万円未満	25年以内		